

## 8章

警察と市民団体のパートナーシップに向けて

## 8章 警察と市民団体のパートナーシップに向けて

市民社会で人びとが安定した生活をおくる上で警察の役割が重要であることは論を待たない。しかし近年、日本ではその警察への信頼を揺るがす不祥事が続いている。警察の信頼性を再生し、市民生活の安全を確保していくうえで、どのような対応が必要なのか、いま、まさに問い合わせられている。

自治会あるいは町内会というコミュニティの意思決定組織が名目上はあるものの、実態としては地方行政の下請け的機関化していることが多い日本の現状では、警察も依然として住民にとっては遠い存在であり、「警察との協力」も、上下関係として捉えがちな面がある。また、かつての国家権力の発動機関として思想警察への恐怖心や反発の残滓は根深いようにも思われる。

「警察と市民の協力」が市民側の発想としてはあくまでも「警察への協力」にとどまりがちであり、警察の側でも「市民の協力を得る」範囲を乗り越えられないという限界を両者がどう乗り越えていくかを考える必要がある。そのためにはなにより、日本の警察組織が犯罪抑止への厳しい姿勢を保つつつ、市民に開かれた組織になるための可能性を探っていく必要がある。

市民グループと警察との関係について、アメリカにおける実態調査から、両者の立場や位置関係をみると、日本とは異なるいくつかの特徴がみられた。

まず、地域コミュニティと警察の関係性の違いである。「地域社会が警察の求めに応じて協力する」というより、その地域コミュニティでの犯罪を防ぎ、安全な地域を守るうえで、警察活動を不可欠の要素ではあるがあくまでもその一部として位置づけて活動するあり方がみられた。

犯罪抑止のための市民の側の積極的な取り組みがどのようなプロセスで組み立てられていくのか、そしてそれにはどのような市民が積極的な役割を果しているのかについては、今回は十分に調査できていない。これは日本での市民活動調査などを参考にしながら、今後検討していきたい点である。

アメリカの警察は法執行機関として犯罪を取り締まるが、犯罪を防ぐ地域づくりや啓発活動については、警察以外の多くの機関との連携が活発に行われている様子がわかった。とくに、生活の質にかかわる犯罪について、警察がコミュニティを構成するさまざまな組織や活動と連携して活動を行う点の重要性は、日本でももっと検討される必要があるだろ

う。

交通安全（駐車違反など）や比較的軽微な少年犯罪などについての独自の法執行システム（コミュニティ法廷や少年法廷など）は、日本でも検討されてよい。

コミュニティの形成過程と警察機構の構築との歴史的経過がアメリカとは異なる日本で、市民活動と警察が対等なパートナーシップを実現していくうえにどのような障壁があるのか、具体的な検討が必要だと思われる。

日米のかなり大きな違いとして、アメリカでは生活安全確保のための市民活動の活発化に関連して、資金面での支援体制が充実していることがあげられる。

生活安全確保のための活動は、利潤追求を目的とする企業活動とはなじまない。かといって税金による行政の活動（主には警察による）では、手に余るものがある。しかし、これを無報酬のボランティア活動に委ねるのもまた限界をもつ。そこで、社会的に意味のあるN P O活動が、一定の人員費を確保しつつ、この分野を担うことが期待される。

こうした側面からみると、アメリカではN P O活動の支援のために、かなりの予算措置がなされていることが重要である。

ドメスティック・バイオレンスを例にとると、アメリカには約1 2 0 0の民間の緊急一時避難施設があるが、日本では民間の緊急一時避難施設（シェルター）は1 5程度しかなく、しかもそのほとんどがボランティアによって担われている。地方政府から少額の助成金が受けられるようになった施設もあるものの、活動への社会的ニーズの高まりに比べるとわずかなものでしかない。また、犯罪抑止に効果をもち、暴力被害者を増やさないような重要な活動を担っているにもかかわらず、多くのシェルターは地域の警察との連携が必ずしもスムーズではないと不満を抱いている。

これまで私的な領域として警察の介入がしにくかった領域（とくに家庭内の親子関係や夫婦、恋人など）での犯罪に、今後警察がどのように介入していくのかという問題はきわめて深刻な課題であるが、すべての問題に警察の対応を求めて限界があると言わざるを得ない。では、どのような機関とどのように連携して効果的な取り組みを展開するのか。

保健所、病院、学校、児童相談所、婦人相談所、母子支援センター、民生委員や地域の活動グループと警察が有機的なネットワークを構築し、連絡をとりあう連携体制づくりが急がれる。

凶悪犯罪と、生活の質とかかわるような犯罪とでは、対応する組織の組織原理だけでなく、窓口の担当者などにも異なるトレーニングが必要になろう。その意味で警察の対応範囲を拡大する方向だけでなく、むしろ警察の役割や機能を見直して、警察以外の組織に委譲することを検討する必要がある。

例えばこれまで軽視されてきた犯罪被害者を支援する活動の場合を考えよう。被害者の支援プログラムが不可欠ではあるが、犯人逮捕に焦点をあてねばならない警察がこの分野もカバーすることで負担が加重にならないかを考えねばならない。被害者支援は、警察が取り組むよりもNPOによる活動に資金援助をしていく方向が望ましいのではなかろうか。交通安全教育や性犯罪防止教育などについても同様のことが言えよう。

こうした活動について、ボランティア型の活動のみに期待することは限界がある。予算措置を伴う法整備を進め、問題意識をもって活動しているグループなどに活動助成をすることが重要である。

その際必要なことは、活動の成果についての客観的な評価測定であろう。助成した活動がどのような成果を上げることができたか、定期的な見直しが不可欠である。成果の測定に際してどのような尺度を用いるのが適切かは活動内容によって異なるが、少なくとも他の活動に比べて極端に効果の低いプログラムは中止したり、助成金を減額または停止することができる。これまで警察が実施してきた取り組みのいくつかも、効果の測定を取り入れて見直す必要があるのではないだろうか。

警察がその役割を十分に果たすためには、オールマイティであろうとするより、その活動範囲を見極めることが必要な段階になっている。こうした点を考えるために、十分な情報公開をして、市民とともに論議を深めることが必要だといえよう。